

【 協 議 事 項 】

1 次期高齢者保健福祉計画策定スケジュールの変更について	・・・・・・・・・・ 1 頁
------------------------------	----------------

最重点施策の取り組みと課題について

1 住民参加型の介護予防施策（シルバーリハビリ体操事業）の 推進について	・・・・・・・・・・ 2 頁
2 地域包括支援センターの機能の充実について	・・・・・・・・・・ 7 頁
3 地域見守りネットワークの構築について（あんしん見守りネット ワーク活動事業）について	・・・・・・・・・・ 14 頁
4 認知症高齢者対策の推進について	・・・・・・・・・・ 19 頁
5 高齢者権利擁護対策の推進について	・・・・・・・・・・ 26 頁

1 次期高齢者保健福祉計画策定スケジュールの変更について

次期高齢者保健福祉計画策定に係るスケジュールについては、本年5月25日に開催した第1回協議会において提示したものである。

震災から7ヶ月が経過し、市民生活も一定程度の落ち着きを取り戻したところであるが、震災の影響に伴い当該計画の策定スケジュールは大幅に遅れていることから策定スケジュールを見直し、次のとおり順次作業していくこととしたい。

当初スケジュール

	開催日	協議事項
第1回	5月25日	・平成23年度 介護保険運営協議会の進め方について ・平成23年度のスケジュールについて
第2回	7月20日	・高齢者等意識調査について
第3回	8月24日	・最重点施策等の評価について ・新たな施策の導入に向けた検討について
第4回	9月21日	・最重点施策等の評価について ・新たな施策の導入に向けた検討について ・「中間報告」の取りまとめについて
第5回	11月16日	・パブリックコメントの結果報告 ・パブリックコメントの結果を踏まえた、個別案件の協議
第6回	12月21日	・計画書素案検討
第7回	1月25日	・計画書素案検討
第8回	2月8日	・計画書素案検討
市長へ提言	2月中旬	介護保険運営協議会を代表し、会長及び副会長が市長へ提言書(計画案)を提出

変更後スケジュール

	開催日	協議事項
第1回	5月25日	・平成23年度 介護保険運営協議会の進め方について ・平成23年度のスケジュールについて
第2回	11月2日	・最重点施策等の取り組みについて
第3回	11月16日	・最重点施策等の取り組みについて
第4回	12月21日	・新たな施策の導入に向けた検討について ・「中間報告」の取りまとめについて
第5回	1月25日	・パブリックコメントの結果報告 ・パブリックコメントの結果を踏まえた、個別案件の協議
第6回	2月8日	・計画書素案検討
市長へ提言	2月中旬	介護保険運営協議会を代表し、会長及び副会長が市長へ提言書(計画案)を提出



最重点施策の取り組みと課題について

1 住民参加型の介護予防施策（シルバーリハビリ体操事業）の推進について

(1) 背景

平成12年4月の制度創設以来、在宅サービスを中心に利用者が急速に拡大するなど、介護保険制度は、高齢者の生活の安心を担保する仕組みとして定着してきた一方で、高齢化の進行に伴う保険給付費の急激な増加が見込まれること等の理由から、要介護（要支援）状態となる前からの「介護予防」の取り組みが重要となってきた。

さらに、今後の介護予防の推進にあたっては、市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を第5次市高齢者保健福祉計画の最重点施策のひとつとして位置づけたところである。

(2) 事業内容

介護予防及び運動機能の維持・向上を目的とし、医学的な理論に基づいて考案された、茨城県の「シルバーリハビリ体操」及び福島県が推進する「介護予防運動プログラム」を参考に本市独自の体操プログラムを作成するとともに、体操プログラムによる効果の測定等本事業を実施する上でのマニュアルを作成し、市が養成した体操指導士により、市内各地でモデル事業として実際に体操指導を行うなどし、事業の普及に努めていく。

また、平成24年度の本格実施に向けて地域内で体操を指導する3級・2級・1級指導士の養成を計画的に行うとともに、将来的には、体操指導士会的な組織を設置して、体操指導士間の連携、スキルアップ等の支援を行うなどし、住民参加型の介護予防事業として展開していく。

(3) これまでの取り組み

体操指導士の養成

ア インストラクターとしての役割を担う常勤職員1名と、その補助業務を担う非常勤職員1名を採用し、茨城県が実施する「シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会」に派遣した。

イ また、当該職員を、市が実施している介護予防事業（転倒・骨折予防事業、健康運動教室など）にも参加させ、高齢者に対する体操指導に関する知識の習得に努めた。

体操プログラム及びマニュアルの作成

ア 体操プログラムの素案として、基本的な体操プログラムである「椅

子に座って行う体操」及び「床に座って行う体操・寝て行う体操」のほか、「部位別目的別体操メニュー」を作成した。

イ また、市民ボランティア養成講座や体操教室等の実施を行う上での指針として、体操の目的や方法等を示したマニュアルを作成し、モデル事業で活用している。

モデル事業の実施

ア 養成した指導士による「いきいきデイクラブ事業」等の既存事業や、地域の自主グループの活動の中で体操指導を行い、市民へのPRを兼ねた試行的な活動を実施し、本年9月末現在で計298回、延べ4,566名が参加した。

イ モデル事業として、平成22年6月14日から8月30日まで(週1回の全12回コース)、平成23年1月11日から2月14日まで(週1回の全6回コース)、平成23年2月21日から3月28日まで(週1回の全6回コース:東日本大震災により中断、平成23年7月12日から7月28日まで(週2回の全6回コース)により再開)、平成23年9月26日から10月31日まで(週1回の全6回コース)の全4コースを設定し、体操指導士によるシルバーリハビリ体操教室を実施し、マニュアル中の体力評価を活用して、筋力の維持・増加、日常生活動作の改善等の点について、体操の効果等の検証を行っている(別紙参照)。

市民ボランティアの養成

体操指導士を補助する市民ボランティア6名を本市独自の養成講座(平成22年11月15日から12月6日までの全10日間)において養成し、体操指導士とともに「いきいきデイクラブ事業」等の既存事業や、地域の自主グループの活動の中で体操指導を行っている。

3級指導士の養成

地域活動の実践者として、介護予防の普及啓発活動に取り組む3級指導士10名を本市独自の3級指導士養成講座(平成23年8月22日から9月12日までの全10日間)において養成し、体操指導士、市民ボランティアとともに地域の自主グループの活動の中での体操指導に取り組んでいる。

(4) 効果と課題

体操の効果

体力測定による客観的な評価及び体力自己評価表による主観的な評価(値については、別紙参照)から、教室に参加し当該体操を実践することにより、身体機能の改善等の介護予防の効果はもちろんであるが、外

出の機会が増えるなど閉じこもりの防止や、運動が楽しいと感じるなど生活の質の向上にもなっている。

課 題

地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であり、「シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進をしていくためには、地域活動の実践者として、介護予防の普及啓発活動に取り組む 3 級指導士の養成が不可欠である。住民の身近な地区での活動拠点多く存在するように、3 級指導士を多く養成する必要がある。

また、現在は地域の自主グループへの講師派遣、申込制の体操教室を実施しているが、個人で気軽に参加できる場が欲しいとの声も聞かれるため、個人で参加可能で、申込制ではない場の提供が必要である。

(5) 今後の取り組み

3 級・2 級・1 級指導士の養成と体操の普及

ア 今後、今年度内に 3 級指導士養成講座を 2 回(10 名×2 回)実施し、計 30 名の 3 級指導士を養成する。来年度以降は、年次計画に基づき、平成 30 年度までに、1,400 名程度の 3 級・2 級・1 級指導士を養成して各地域での体操の普及を図り、高齢者人口の 2 割程度の参加を目指す。

イ 福島県地域リハビリテーション広域支援センターとの連携を図り、養成した体操指導士のスキルアップを図る。

事業の周知及びモデル的な活動の実施

ア チラシの配布や体操教室の開催等を通して引き続き、市民への周知を図る。また、本格実施となる平成 24 年度以降は、事業の周知のため、月 1 回(年間 12 回)、申込不要の体操教室を実施する。

イ 体操指導士によるシルバーリハビリ体操教室のモデル事業を引き続き開催して、ノウハウの蓄積を図るとともに、課題の把握に努め、平成 24 年度からの本格実施に向けて取り組んでいく。

「いわき市シルバーリハビリ体操事業」年次計画表

		H21年度（1年目）	H22年度（2年目）	H23年度（3年目）	H24年度（4年目）	H25年度（5年目）	平成26年度（6年目）
職員 1名		・事業全般に関する業務管理	・事業全般に関する業務管理	・事業全般に関する業務管理	・事業全般に関する業務管理	・事業全般に関する業務管理	・事業全般に関する業務管理
人材 (シルバー リハビリ体 操指導士)	嘱託 1名 (雇用期 間5年)	・3級養成講座受講（茨城） ・介護予防運動プログラム習得 ・運動実施 ・運動テキスト作成・モニタリング (9月より雇用開始)	・運動事業コーディネート ・市民ボランティア養成講座講師 ・運動実施	・運動事業コーディネート ・運動実施 ・3級養成講座開催・講師	・運動事業コーディネート ・運動実施 ・3級・2級養成講座開催・講師	・運動事業コーディネート ・運動実施 ・3級・2級養成講座開催・講師 (雇用継続など検討)	運動実施に関して ・運動事業コーディネート ・運動講師 人材育成に関して ・各養成講座の企画・開催 ・養成講座講師 ・体操指導士登録に関する 業務（指導士会等）
	日雇 1名 (雇用期 間3年)	・3級養成講座受講（茨城） ・運動実施 ・運動テキスト作成・モニタリング (12月より雇用開始)	・市民ボランティア養成講座講師 ・運動実施	・3級養成講座開催・講師 ・運動実施	・3級・2級養成講座開催・講師 ・運動実施 (雇用継続など検討)	・3級・2級養成講座開催・講師 ・運動実施	
	市民ボ ランテ ィア 6名		・養成講座受講（本市独自で実施） ・介護予防運動プログラム習得 ・体操教室等で体操指導（補助）	・3級養成講座開催・講師（補助） ・体操教室等で体操指導（補助）	・3級・2級養成講座開催・講師 ・体操教室等で体操指導（補助）	・3級・2級養成講座開催・講師 ・体操教室等で体操指導（補助）	・3級・2級・1級養成講座開催・講師 ・体操教室等で体操指導
	3級指導士 2級指導士 1級指導士			・3級指導士 30名養成（10名×3講座）	・2級指導士 15名養成（15名×1講座） ・3級指導士 90名養成（15名×6講座）	・2級指導士 30名養成（15名×2講座） ・3級指導士 150名養成（15名×10講座）	・1級指導士 20名養成（20名×1講座） ・2級指導士 60名養成（15名×4講座） ・3級指導士 150名養成（15名×10講座）
テキスト	運動用	作成・モニタリング	印刷	印刷	印刷	印刷	必要に応じて見直し
	養成用	・3級養成講座テキスト作成	・3級養成講座テキスト作成・印刷	・2級養成講座テキスト作成 ・3級テキスト使用	・3級・2級テキスト使用 ・2級養成講座テキスト作成・印刷	・3級・2級・1級テキスト使用 ・1級養成講座テキスト作成・印刷	
講座		茨城県派遣・受講（3級:2名）	本市独自で(3級:6名)	・いわき市3級養成講座 (10名×3講座)	・いわき市2級養成講座 (15名×1講座) ・いわき市3級養成講座 (15名×6講座)	・いわき市2級養成講座 (15名×2講座) ・いわき市3級養成講座 (15名×10講座)	・いわき市1級養成講座 (20名×1講座) ・いわき市2級養成講座 (15名×4講座) ・いわき市3級養成講座 (15名×10講座)
運動実施		・運動実施（モデル的） (いきいきデイクラブ等)	既存の事業の中で実施 関係機関との連携による実施 要請による講師派遣 運動教室の開催	既存の事業の中で実施 関係機関との連携による実施 要請による講師派遣 運動教室の開催	既存の事業の中で実施 関係機関との連携による実施 要請による講師派遣 運動教室の開催	既存の事業の中で実施 関係機関との連携による実施 要請による講師派遣 運動教室の開催	体操指導士による 運動の企画・実施 市の事業の中で、 体操指導士を活用して実施
普及啓発		事業の広報	事業の広報 介護予防講演会の開催（かしまHP共催）	事業の広報	事業の広報 体操教室（申込不要）の実施（月1回×12回）	事業の広報 体操教室（申込不要）の実施（月1回×12回）	事業の広報 体操教室（申込不要）の実施（月1回×12回）
市（担当者）の役割		・事業開催準備（事業に関する要領作成、募集広報、会場調整、講演会準備など） ・事業の進行管理 ・予算要求や指導員・ボランティアの報償等管理			・事業開催準備（事業に関する要領作成、募集広報、会場調整、講演会準備など） ・事業の進行管理 ・予算要求や指導員・ボランティアの報償等管理		

いわき市シルバーリハビリ体操教室参加者体力等結果表

【体力測定】

握力測定 (kg)

	右手(第1回目)	右手(第2回目)	差	左手(第1回目)	左手(第2回目)	差
第1ｺｰｽ	30	29.9	0.1	27.0	28.6	1.6
第2ｺｰｽ	24.2	25.2	1.0	22.8	24.2	1.4
第3ｺｰｽ	25.5	27.4	1.9	24.9	26.3	1.4

片足立位測定(秒)

	右足(第1回目)	右足(第2回目)	差	左足(第1回目)	左足(第2回目)	差
第1ｺｰｽ	25.6	25.1	0.5	22.5	27.3	4.8
第2ｺｰｽ	21.2	23.9	2.7	19.0	21.9	2.9
第3ｺｰｽ	23.5	20.9	2.6	23.9	22.2	1.7

前後足踏み(回)

	第1回目	第2回目	差
第1ｺｰｽ	16.9	27.2	10.3
第2ｺｰｽ	21.3	21.5	0.2
第3ｺｰｽ	21.5	27.4	5.9

【体力自己評価】

問1:外出の頻度:非常に多い・やや多いと回答した者(人)

	事前	事後	差	参加人数
第1ｺｰｽ	9	14	5	19
第2ｺｰｽ	5	9	4	19
第3ｺｰｽ	5	9	4	14

問2:階段の昇降:非常に良好・やや良好と回答した者(人)

	事前	事後	差	参加人数
第1ｺｰｽ	7	12	5	19
第2ｺｰｽ	6	13	7	19
第3ｺｰｽ	3	9	6	14

問3:膝・腰・足の痛み:非常に良好・やや良好と回答した者(人)

	事前	事後	差	参加人数
第1ｺｰｽ	7	9	2	19
第2ｺｰｽ	7	12	5	19
第3ｺｰｽ	2	6	4	14

問4:運動の楽しさ:非常に楽しい・やや楽しいと回答した者(人)

	事前	事後	差	参加人数
第1ｺｰｽ	12	16	4	19
第2ｺｰｽ	11	14	3	19
第3ｺｰｽ	10	11	1	14

問5:教室参加前より体を動かす機会が増えた:非常に増えた・やや増えたと回答した者(人)

	事後
第1ｺｰｽ	19 (19人中)
第2ｺｰｽ	18 (19人中)
第3ｺｰｽ	13 (14人中)

【まとめ】

体力測定による客観的な評価及び体力自己評価表による主観的な評価から、教室に参加し当該体操を実践することにより、身体機能の改善等の介護予防の効果はもちろんであるが、外出の機会が増えるなど閉じこもり防止にもなっている。

今後の課題としては、教室に参加した後も、さらに継続して体操を実践してもらえるような動機付けが必要であると思われる。そのためには、より身近な地域で活動する3級・2級・1級指導士を多く養成し、住民自らが地域内で指導できる体制を構築していくことが大事と思われる。

2 地域包括支援センターの機能の充実について

(1) 背景

地域包括支援センターは、平成18年4月の介護保険法の改正により、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う機関として設置することとされた。

本市においても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を継続できる地域ケアを推進するうえで中核的な役割を担う機関として、地域包括支援センターの機能の充実を第5次市高齢者保健福祉計画の最重点施策のひとつとして位置づけたところである。

(2) これまでの取組み

地域包括支援センターの組織体制の強化

ア 専門職員等の配置

地域包括支援センターは、地域ケアや介護予防の要となる組織であり、その業務に必要とされる専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）について、各センターに配置できるよう、職員の確保に努める。

地域包括支援センターの運営体制（平成23年6月1日現在）

職員配置数 63名（市職員3名、法人職員60名）

内訳：保健師13名、社会福祉士25名、主任ケアマネ12名、
その他15名

国の配置基準は、第1号被保険者数3,000人以上6,000人未満に、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーそれぞれ各1名の配置となっていることから、本市では、この中間である4,500人を基準に配置している。

市基準による配置人員数：56名

市職員の派遣について

組織の創設期における業務の指導・助言が必要であったことから、委託開始時より市職員を派遣していたが、特定非営利活動法人 地域福祉ネットワークから5年が経過し、法人が自ら業務を継続することが可能な体制が整ったことから、平成24年度以降は当初の計画どおり派遣を行わないこととする。

イ 業務の平準化及び専門性の向上

各センターの代表者による情報交換や、業務マニュアルの作成により業務の平準化を図ると共に、市や県などが主催する各種研修への参加や職場内研修を充実させることにより、業務の専門性の向上を図る。

管理者会議の開催

月 1 回定例開催し情報交換や課題・業務の統一等に関する協議を実施。

職種別会議の開催

職種毎（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の会議を開催し各センターの業務実施状況把握、及び標準的な業務のあり方等について検討。

職員研修の実施

【法人主催研修】

全体研修

- ・ 伝達研修

派遣研修など外部研修で学んだことや情報などを職員間で共有するため伝達研修を年 2 回開催。（7 月、1 月）

- ・ 地域づくり研修（11 月）

市内の活動事例に学びながら、これからの地域づくりについて地域の方たちとともに考える。

- ・ 高齢者虐待対応研修（平成 23 年 1 月）

高齢者虐待事例に対応する対人援助技術・アセスメントの手法、支援計画立案等を学び、虐待者・被虐待者の心理面を考慮した対応方法を習得する。

管理者研修

- ・ 目的

職場の管理者として必要な考え方や手法を、OJL（職場における自律的相互学習を通じて職場風土を改革し、個人と組織の成長を促す学習プロセス）を通して学ぶ。

- ・ 期 日

（第 1 回）平成 21 年 12 月 28 日

（第 2 回）平成 22 年 2 月 23 日

（第 3 回）平成 22 年 12 月 27 日

- ・ 参加者

地域包括支援センター管理者及び中堅職員

【外部研修への参加】

各職員が作成した年間研修目標・計画に基づき、自己学習も含め各種団体・機関等が開催する研修会へ参加する。

共通的支援基盤の構築

ア 地域ネットワークの強化

支援対象者の早期発見・早期支援の基盤づくりとして地域関係者との関係づくりに努めるとともに、様々な相談に対し、適切な専門機関と連携し支援することができるよう、各種関係機関・団体との連携構築に努めた。

【業務全体に占める地域ネットワークづくり事業の割合】

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
2.84%	5.72%	10.32%	11.12%	11.17%

地域ケア会議等開催

地域の人々が地域の課題に気づき自ら動き出すことのできる環境づくり、活動支援を目的として開催。

【平成 22 年度の地域ケア会議開催件数】

25回 延べ参加人数 594名

「地域ネットワークづくり研修会」の開催

平成 21 年度に続き地域の関係者等を対象に地域づくり研修会を開催。実際に地域で活動している団体の事例から、地域ネットワークの必要性や有効性について学ぶとともに、今後の活動につなげるための意見交換を地区ごとに実施した。

《開催日時》平成 22 年 11 月 6 日（土）9:00～12:30

《開催場所》いわき市総合保健福祉センター

《テーマ》「地域見守りネットワーク構築について」

～地域における見守り体制づくりの現状から学ぶ～

《内 容》 いわき市あんしん見守りネットワーク事業
について

講師 いわき市長寿介護課

実際の活動から学ぶ ～活動事例報告～

- ・下平窪地区 高齢者見守り隊
- ・内郷宮一区 高齢者見守り隊（宮一区長寿会）
- ・安全・安心拠点施設 勿来駅前民間公番

「関の子広場」

・「小地域福祉活動」高野行政区
地区別グループワーク

- ・自分たちの地域の状況を知る。(情報交換)
- ・自分たちに出来ることはどんなことか。

《当日参加者数》143名(内訳:包括支援センター職員 60名、
地域住民、地区関係者 66名 社協・地区保健福祉セン
ター 17名)

ケアマネジメント体制の強化

ア 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地区内の介護支援専門員等を対象に情報交換会、勉強会等を実施。
その他、地区内の居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員から
の個別相談に対応。また、地区医師会と連携し、介護支援専門員と医
療機関、サービス事業所等とのネットワークづくりの集いを共同開催
した。

地域内介護支援専門員に対する支援(平成21年度より統計開始)

区分	H21年度	H22年度
困難事例に対する支援、制度説明等	753件(月平均:63件)	866件(月平均:72件)
訪問件数	356件(月平均:30件)	390件(月平均:32件)

介護支援専門員会議の開催数・参加者数(平成20年度より統計開始)

包括	H20年度		H21年度		H22年度	
	年間 開催数	延べ 参加者数	年間 開催数	延べ 参加者数	年間 開催数	延べ 参加者数
平	9回	170人	10回	235人	9回	310人
小名浜	4回	118人	4回	133人	3回	128人
勿来	4回	74人	4回	167人	5回	207人
常磐	12回	194人	11回	257人	12回	339人
内郷	10回	215人	12回	372人	7回	171人
四倉	4回	68人	7回	77人	4回	91人
小川	5回	41人	4回	45人	3回	48人
合計	48回	880人	52回	1,286人	43回	1,294人

イ 介護予防のマネジメント

二次予防事業対象者（健康応援高齢者）とされた方々に対し、積極的に介護予防教室への参加を促している。

区 分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
特定高齢者候補者数	5,320	3,950	4,313	2,617
特定高齢者候補者数 / 高齢者数	6.45%	4.69%	5.06%	3.10%
特定高齢者数	2,733	2,868	4,176	2,890
特定高齢者数 / 高齢者数	3.32%	3.41%	4.90%	3.42%
介護予防事業利用実数	298	419	472	443

東日本大震災への対応

ア 被災者地域・被災者の見守り

震災直後から、要援護高齢者の安否確認、避難所での要援護高齢者の支援を行った。

平成 23 年 6 月より、「仮設等住宅入居高齢者見守り事業」により 12 名の「見守り推進員」を配置。地域包括支援センター職員と連携しながら仮設等住宅に入居した高齢者の見守り活動を行っている。

イ 被災者の交流促進

社会福祉協議会やボランティア団体と連携して、一時提供住宅入居者を対象としたサロンを開催するなどし、被災者の交流促進を図っている。

(3) 課題

地域ネットワークの強化

地区の集会等で地域包括支援センターの役割を周知してきた結果、民生委員や区長等、地域の中心人物に対しては地域包括支援センターの活動内容十分周知され、既にネットワークが形成されているが、支援を要する高齢者が、確実かつすみやかに地域包括支援センターに相談できるよう、活動の周知及び、ネットワークの強化を継続する必要がある。

今後は、消防団・商工会等とも連携し、より重層的なネットワークを構築することが必要である。

介護予防のマネジメント

健康応援高齢者の方と要支援 1～2の方を対象に介護予防ケアマネジメントを行っているが、健康応援高齢者を二次予防事業へ誘導する際に、誘導できなかった対象者を分析し、誘導率を上げるための対策が必要である。

また、事業の実施方法の見直し、地域との連携体制の構築等が課題となっている。

認知症予防への取り組み

認知症高齢者の増加に伴い、地域住民の認知症予防への関心が高まってきている。

認知症高齢者の支援については、介護予防マネジメント、総合相談事業等を通じて行っているが、地域ケアの中心機関として、高齢者の認知症予防に果たす役割が一層求められている。

評価のしくみづくり

地域包括支援センターの事業の達成状況を客観的に把握できるよう、評価のあり方について検討するとともに各事業が、高齢者の介護予防や日常生活支援にどのように効果を上げているか検証し、改善につなげるしくみづくりが必要である。

東日本大震災への対応

津波被害等を受けた地区の高齢者の実態把握、見守り、支援を行うとともに、いわき市の事業と一体的に、関係機関と連携しながら仮設等住宅に入居した高齢者の見守り活動を行い、必要に応じて介護サービス、医療サービス等につなぎ支援してきた。

また、各地域包括で社会福祉協議会やボランティア団体と連携してサロンを開催し、被災者の交流促進を図ってきた。

今後は、津波被害地区に取り残されている高齢者の把握と援助、現在約 760 世帯ある民間アパートに入居する世帯の状況把握、援助を要する高齢者の把握、個別の被災者の生活再建の支援が課題となっている。

(4) 今後の取り組み

地域ネットワークの強化

積極的に地域の関係団体の会合や集会などに出向くとともに、高齢者見守りネットワーク事業等も活用し、地域のネットワーク強化に努める。

また、消防団、商工会等の関係機関を取り込み、ネットワークをより重層化するとともに、地域ケア会議の開催を通じて地域の課題を抽出・分析し、それぞれの地域の特性にあった課題解決を図る。

介護予防のマネジメント

引き続き、健康応援高齢者の方と要支援 1～2の方を対象に、介護予防ケアマネジメントを行い、効果的な介護予防を推進する。

また、二次予防事業への誘導の強化、事業に関しての地域の連携、対象者のネットワークづくりについて検討する。

認知症予防への取組み

関連する施策と連携を図りながら、地域の高齢者及び高齢者を持つ世帯への、効果的な認知症予防の啓発、相談活動に取り組む。

評価のしくみづくり

事業の達成状況を客観的な評価のあり方について検討し、高齢者の介護予防や日常生活支援にどのように効果を上げているか検証し、改善につなげるしくみについて検討する。

東日本大震災への対応

引き続き、津波被害等を受けた地区の高齢者の実態把握、見守り、支援を行うとともに、いわき市の「仮設等住宅入居高齢者見守り事業」(平成24年度までを予定)と一体的に、関係機関と連携しながら仮設等住宅に入居した高齢者の見守り活動を行い、他の機関と連携しながら被災者の生活再建の支援にも取り組む。

また、各地域包括センターで社会福祉協議会やボランティア団体と連携してサロンの開催を継続し、被災者の交流促進を図っていく。

業務の平準化及び専門性の向上

毎月開催している各センターの代表者による管理者会議、職種別会議を継続し、業務の平準化を図ると共に、市や県などが主催する各種研修への参加や、職場内研修を引き続き行い、業務の専門性のさらなる向上を図る。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

引き続きケアマネジャーの支援を行い、要介護高齢者やその家族の生活の質の向上を図る。

また、ケアマネジャーと主治医の連携、ケアマネジャーと地域の関係者のネットワークの構築等を支援し、地域での高齢者の包括的・継続的ケアマネジメント体制のさらなる強化を目指す。

専門職員等の配置

定期採用等を通じ、引き続き必要数の確保に努める。

3 地域見守りネットワークの構築（あんしん見守りネットワーク活動事業） について

(1) 背景

近年、少子高齢化の進行や高齢者のみ世帯の増加、さらに地域コミュニティ自体が希薄化している中で、世代間交流がない高齢者は地域内で孤立する傾向が強く、このことが緊急に生活支援を必要とする状態になってからの発見や、孤立死の増加などの社会的な問題となっている。

今後、地域で暮らす高齢者の自立した生活を支えていくためには、行政が提供する公的なサービスの利用はもちろんであるが、地域においても、地域の実情を理解している地域住民が主体となった見守り活動を展開することが重要となっていると考え、第5次市高齢者保健福祉計画の最重点施策のひとつとして「あんしん見守りネットワーク活動事業」を位置づけたものである。

(2) 事業内容

地域住民と保健福祉関係機関（行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会など）の協働により、地域内に「高齢者見守り隊」を結成し、一人暮らし高齢者等に対する声かけ活動を基本としながら、孤立感の解消やごみ出しなどの生活支援を実施する。

対象者

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、その他見守りが必要な高齢者（徘徊高齢者、虐待の疑いがある高齢者など）

事業主体

地域の代表である区長、老人会代表、婦人会代表、民生委員、地区社会福祉協議会や事業に賛同し登録した近隣住民である見守り協力員、さらには、新聞や牛乳を配達する事業所などの見守り協力団体等により構成される住民主体の「高齢者見守り隊」となる。

見守り隊の役割

ア 自治会、老人会、婦人会、民生委員や事業に賛同し登録した地域住民により、日常生活や仕事において、見守り活動を行い、支援を要する高齢者がいた場合には、地域包括支援センターに報告する。

イ 地域包括支援センターは、見守り協力員・協力団体からの情報に対して、助言や訪問活動を行う。また、見守り隊による会議に出席するなど、活動の側面的な支援をする。

具体的な見守り活動例

ア 基本の活動をあいさつ・声かけとする。

イ 一人暮らし等で外出困難となっている高齢者のごみ出しや買物支援などの困りごと生活支援。

実施地区（活動範囲）

見守り隊の活動範囲は、地域の実態に応じて、小学校区、行政区或いは複数の行政区といった地域の範囲から柔軟に設定できる。

見守り活動に対する支援

事業の地域住民への啓発（広報紙や市のホームページへの事業掲載等）を行う。また、見守り協力員・協力団体に対して、研修会や意見交換会などを行うことで、活動に対する意識醸成を図る。

(3) モデル事業の実施状況（平成 21 年度～）

平下平窪地区

平成 21 年 9 月 9 日（水）に結団式を行い、26 名の見守り協力員（区長、民生委員、区役員、老人会長、老人会会員等）で活動を開始。

（平成 22 年 4 月現在で 73 名に増加。）

活動内容：グループ編成し、一人暮らし等高齢者宅の訪問活動をグループ単位で実施。意見交換会実施。会報を作成し、配布しながら高齢者宅を訪問、子供たちが絵手紙を作成し、配布しながら高年齢者宅を訪問。

内郷宮一区

平成 21 年 9 月 17 日（木）に結団式を行い、35 名の見守り協力員（区長、保健委員、区役員、各班長等）で活動を開始。

活動内容：意見交換会を実施。隊長及び包括職員とで一人暮らし等高齢者宅の訪問活動を実施。（火災警報器設置及び災害時要援護高齢者登録状況の確認作業）防災士を講師に招き、防災について研修を行う。

四倉新町地区（四倉町 5・6 丁目、太夫坂、志津）

四倉新町地区において、平成 23 年 1 月 26 日に結団式を行い、29 名の見守り協力員で活動を開始。

活動内容：回覧板を利用した地区内への P R、認知症サポーター養成講座受講。

常磐釜ノ前地区（上湯長谷町釜ノ前、山ノ神前、白鳥町の一部）

釜ノ前地区において、平成 23 年 5 月 22 日に結団式を行い、56 名の見守り協力員で活動を開始。

活動内容：グループ編成し、見守り活動を実施

中平窪地区における選定状況

8月24日(水)中平窪地区地域ケア会議において、区長、民生委員及び区役員の間での合意形成ができた。今後、組長会議等で周知を図り、今年度の活動開始に向けて、準備会を開催していく予定。

事業のPRについて

好間、中央台、勿来地区の民生委員協議会等で事業説明を実施。

(4) 課題

地域での合意形成に時間がかかり、見守り隊結成までに、かなりの時間を要していることもあり、計画どおりに見守り隊の結成が進んでいない。

地域ケア会議、民生児童委員協議会等でのPRを行っているが、活動を広げていく上で、地域の要である行政区長を取り込むことが必要である。

隊員が「活動している」「地域の役に立っている」といった実感が得られるよう、各隊の活動状況等について、既にホームページ等で紹介しているが、さらに積極的に発信する必要がある。

まだ各隊において、活動が軌道に乗っていない部分各隊の活動の維持・展開については、包括支援センター、長寿介護課において、随時アドバイスを行うなど、積極的に支援していく必要がある。

(5) 今後の取り組み

事業のPR体制の見直し

地域での合意形成を図るうえで、行政区長に事業の趣旨をご理解いただき、地域においての合意形成について協力いただくことが重要であるため、今後は、行政嘱託員総会等で事業の趣旨説明を行う等、行政区長へのPRに積極的に取り組み、事業の本格に向けて、より多くの地区で見守り隊が結成されるよう取り組んでいく。

モデル地区における課題等の把握

地域での見守り活動や、見守りネットワーク構築についての課題を把握し、事業の検証を行うため、見守り隊、地域包括支援センター及び行政による意見交換を行い、本格実施に向け、事業を円滑に推進するためのノウハウの蓄積に努めていく。

見守り隊の活動の支援

長寿介護課で把握した、見守り活動の成功事例や課題の解決法等を、各隊の活動の参考となるよう、各見守り隊に発信する。

今後の事業展開

現状では目標より見守り隊の立ち上げが遅れているが、地域での高齢者見守りへの意識の醸成が最も重要であるため、ある程度の時間を要するのはやむを得ないものとする。

行政としては、事業のPRに務めながら、地域に働きかけ、それを受けた各地域が、主体的に地域全体の意識づくりを進める。行政、包括はあくまで側面から地域の活動を支援する。

また、地域が自主的に動くことが重要であるため、当面は現在の形で事業を継続する。

あんしん見守りネットワーク活動事業実施スケジュール(案)

年度	時期	内容	実施地区設定(小学校区)及び目標数
21～23 (実績)		<p>地域でのコーディネート機関(地域包括支援センター)に対して事業を説明し、行政と地域内での関係者(民生委員など)との役割等について合意形成を図る。</p> <p>モデル地区の選定。</p> <p>7地域包括管内でそれぞれ1地区の立ち上げを目指したが、平成23年度の段階で、4地域包括管内の5地区にとどまる見込み。</p> <p>協力員の登録先は、内郷宮町を管轄する内郷包括センターであり、登録時にはセンター窓口で包括職員より活動内容について説明してもらい登録用紙を受け取る。登録者へは、見守りバッチ及び活動マニュアルを配布。包括センターでは、名簿を作成し協力員を管理する。</p> <p>各地区で活動を開始。包括センターへ気になる高齢者の情報を報告。</p> <p>23年度にまで開始できなかった地域で、引き続き地域ケア会議を利用しながら事業開始の準備をする。</p> <p>次期計画に向けて、課題を整理し、事業内容を検討する。(協力員へのアンケートや包括センターとの意見交換など実施。)</p> <p>協力員や包括センターの研修会を開催。</p>	5ヶ所
24	・内容はできるだけ早期に実施する。可能であれば平成23年度内の実施を目指す。	<p>24年度以降は、全地域へ広げるために長寿介護課で広報に力を入れる。特に地区をまとめる上で、とくに行政区長への働きかけが重要であることから、行政嘱託員総会等を活用し、行政区長に事業への理解を求める。</p> <p>包括支援センターからも、行政区長等への働きかけを強めてもらい、活動の新規立ち上げを推進する。</p> <p>年度内に全地域での活動開始を目標とする。</p> <p>1回程度、活動を実施している地区の隊長で意見交換会を開催し、情報を共有し、課題を検証するとともに、成功事例の拡散を図る。</p>	8ヶ所
25		<p>年3ヶ所での立ち上げを目標とする。</p> <p>引き続き各種広報活動に力を入れ、活動を周知し、活動への理解の促進を図る。</p> <p>協力団体(新聞販売所、牛乳販売所)の募集についても検討する、長寿介護課より事業を説明し賛同してもらえる事業所と協定を結ぶこととする。</p>	11ヶ所
26		<p>年3ヶ所での立ち上げを目標とする。</p> <p>引き続き各種広報活動に力を入れ、活動を周知し、活動への理解の促進を図る。</p> <p>ある程度活動が進展した段階で、市民全体への周知を図り、それぞれの市民が身近な見守り隊員の存在を意識し、市民 隊員 包括支援センターの間でのネットワークが形成できるよう支援する。</p>	14箇所
27～30		<p>27年度以降は、全地域へ広げるために長寿介護課で広報に力を入れる。</p> <p>随時実施地区での課題を検証、解決策を活動を実施している各地区に発信する。</p>	事業開始から10年後である平成30年度には、30区程度での実施が目標。

4 認知症高齢者対策の推進について

認知症予防に関する普及・啓発、認知症早期発見体制の構築、認知症高齢者に対する、より充実したケア体制の確立などの一連の施策を実施する。

(1) 認知症予防講演会について

事業概要

認知症予防に関する知識の普及啓発を目的とし、市民向けの講演会を開催している。

講演会内容

【平成20年度】

ア 開催日時 平成21年1月19日(月)午後1時~3時

イ 開催場所 いわき市総合保健福祉センター 多目的ホール

ウ 講演内容 「認知症がわかる! ~自分らしくあるために~」

講師 財団法人磐城済世会 松村総合病院附属 舞子浜病院
名誉院長 田子 久夫 氏

エ 来場者数 約350人

来場者を対象にアンケートを実施

【平成21年度】

ア 開催日時 平成21年7月7日(火)午後1時30分~3時30分

イ 開催場所 いわき市生涯学習プラザ 大会議室

ウ 講演内容 「認知症を予防する生活のコツ」

講師 東京都健康長寿医療センター研究所
客員研究員 宇良 千秋 氏

エ 来場者数 約190人

来場者を対象にアンケートを実施

【平成22年度】

ア 開催日時 平成22年8月23日(月)午後2時~4時

イ 開催場所 いわき市総合保健福祉センター 多目的ホール

ウ 講演内容 「脳を守る・脳を生かす」

講師 財団法人磐城済世会 松村総合病院附属 舞子浜病院
名誉院長 田子 久夫 氏

エ 来場者数 約180人

来場者を対象にアンケートを実施

今後の取組み

これまでの講演会において参加者が多いこと、また、アンケートの結果において、8割以上の市民から好評であり、今後も認知症の講演会を開催してほしいという意見が3~4割となっていることから、市民から

求められている事業と判断される。

認知症に対して第一線で活躍する講師に依頼していることにより、市民からの関心も高いと考えられるため、今後も毎年1回の講演会開催を実施する。

(2) 認知症総合パンフレットの作成・配布について

事業概要

認知症高齢者を支えるためには、地域住民を含めた多くの方に認知症に関する理解を深めてもらい、総合的なケア体制を構築する必要があるため、認知症予防の広報・啓発を目的に、「認知症」「高齢者虐待」「成年後見制度」等を総合的に網羅したパンフレットを平成21年度に作成・配布した。

これまでの取組み

ア パンフレット「ひとりひとりが安心して自分らしく暮らせるまちを目指して（認知症総合パンフレット）」の作成 別添資料参照

イ パンフレットの配布

【配布時期】

介護の日（11月11日）にあわせ、全戸及び公的機関等へ配布した。（作成部数120,000部）

【配布先】

全戸配布（112,520部）

地区保健福祉センター（7箇所）・地域包括支援センター（7箇所）

市民サービスセンター（2箇所）・公民館（35箇所）

老人福祉センター（5箇所）

今後の取組み

パンフレット配布事業については、認知症予防の広報・啓発を目的としており、地域住民を含めた多くの方に認知症についての関心を薄れさせないためにも必須である。今後は上記5施設（56箇所）において、随時窓口配布を行うこととする。

また、講演会等実施の際に配布する等を実施していく。

(3) 認知症予防プログラム・認知症予防ファシリテーターについて

事業概要

高齢者が脳の働きを活性化するプログラムを実施し、自ら認知症予防の活動に取り組むことを目指し、65歳以上の方6～8名のグループで、支援者（認知症予防ファシリテーター）より脳の認知機能を鍛え、認知

症の発症遅延に有効なプログラムを週1回実施する。

また、これらのグループが自主的に活動を推進していけるよう支援することを旨とし、認知症予防の取り組みに関わる人材「認知症ファシリテーター」の育成・確保を行う。

これまでの取り組み

7地区保健福祉センターごとに1グループを立ち上げることを目標とし、平成21年度で目標を達成した。

【グループ数の推移】

平成18年度	1グループ（常磐地区）
平成19年度	2グループ（平・内郷地区）
平成20年度	3グループ（勿来・内郷・四倉地区）
平成21年度	3グループ（小名浜・小川地区）
（合計）	9グループ

【ファシリテーター養成人数】

平成18年度	7人
平成19年度	21人
平成20年度	5人
平成21年度	5人
（合計）	38人

現在の状況

これまでのグループが、自主的な活動移行後に認知症予防プログラム（ウォーキング）を引き続き実施しているグループは勿来地区（1グループ）だけである。

なお、勿来地区のファシリテーターは保健師1名、市民ファシリテーター4名で実施している。

常磐地区、内郷地区、四倉地区のグループについては、認知症予防プログラムを引き続き実施はしておらず、交流を楽しむ趣味活動等を実施するグループとして活動している。

平地区・小名浜地区・小川地区については、支援期間終了直後に解散、または自主的な活動以降後にメンバーの脱退（体調不良等）により解散している。

また、常磐地区のファシリテーターは保健師1名、四倉地区のファシリテーターは市民ファシリテーター1名が趣味活動等をサポートしている。

内郷地区においては、当初、ファシリテーターを15名養成したが、現在は、そのうち9名がファシリテーターとしてではなく、グループメ

ンバーの一員となり活動をしているのみとなっている。

養成したファシリテーターのほとんどが、認知症予防プログラムの支援終了等に伴い、活動していない現状である。

課 題

長期間に渡る教室であり、その後も自主的に継続していくことが必要である事業のため、認知症予防プログラムに関する市民からの期待があまり見受けられないこと、また実際に立ち上げたグループにおいても自主的な活動に移る際にメンバーの体調不良等により脱退が相次いでいる事実もあることから今後もメンバーの大幅な増員は見込まれない。

また、認知症予防プログラムを忠実に継続しているグループが非常に少ないことから、今後新たにグループの立ち上げを行うことも苦慮される。

そのような中、勿来地区については、市の保健師を含む5名のファシリテーターが支援をしながら、現在、約20名のメンバーで認知症予防プログラムを忠実に実施している状況も見受けられる。

このようなことから、これまでの各地区の実施状況等の検証を行いながら、新規グループの立ち上げの必要性や、事業の継続の必要性を検討していく必要がある。

今後の取組み

今後の事業展開としては現在のグループ支援を行うこととし、新たなグループの立ち上げを行なうことは困難であり、この事業の代替案として、次のとおり検討していきたい。

ア 認知症予防プログラムに縛られずに介護予防活動を実施するグループをサポート出来るシステムを構築する。

イ 介護予防事業であるシルバーリハビリ体操を実施する際に認知症予防につながる脳運動プログラムを実施する等を検討する。

平成18年度より県から、「モデル市町村」として指定され事業を実施したが、県においては平成20年度で事業が終了しており、その後は、市独自に事業継続の判断を行うこととされている。

(4) 認知症サポーター養成講座について

事業概要

地域住民が認知症についての正しい知識を学び、身近にいる認知症の人やその家族の良き理解者となる認知症サポーターを養成する。

これまでの取組み

県の基準値に基づき、平成 21 年度までの目標養成人数を 2,714 人に設定し、サポーター養成のための講座を開催してきた。

【養成人数】

平成 18 年度	275 人
平成 19 年度	750 人
平成 20 年度	984 人
平成 21 年度	667 人
(合計)	2,676 人

その後、平成 22 年から平成 26 年度までの目標養成人数を 8,142 人に設定されている。

【養成人数】

平成 22 年度	793 人
平成 23 年度	161 人 (平成 23 年 10 月 4 日現在)
(合計)	954 人

また、サポーターの活用については、シルバーリハビリ体操の指導士育成の際や、あんしん見守りネットワーク活動を立ち上げた際に、サポーター養成講座を実施する等で、地域や活動においてリーダー的な存在である方々にサポーターになっていただく等、認知症サポーターとしての知識を活用できる立場にいる方々を増やすよう心がけている。

課 題

- ア 今後、平成 26 年度までに目標養成人数を達成させるには、これまでの実績の 2～3 倍の人数を必要とするため、さらに多くの養成講座を実施し、サポーターの目標養成人数を達成させる必要がある。
- イ 地域全体で認知症の方や家族の方をサポートできるよう、サポーターの活用及び支援体制づくりについても更に検討していく必要がある。

今後の取組み

ア 目標養成人数の達成については、各地区センターでの健康教育の中でサポーター養成講座を実施していくこと、また、キャラバン・メイトによる独自開催実施を促していくことで開催回数を増やし、養成人数の増加を図りたい。

さらに、サポーター養成の意義は、地域全体で認知症の方や家族の方をサポートできる体制を整える観点から、市民と多く触れ合いがあり認知症の方と接する可能性も高い市内の事業所にサポーター養成講座の

開催を依頼していく。いわき市職員に対しても、実施を検討し、新規職員についても必須として取り入れていくよう検討する。

イ サポーターの活用や支援体制づくりについては、先進地の情報を取り入れ、内容を検討していくこととする。

現在の案としては、次のとおりである。

「サポーターが出来ること」について分かりやすい資料を作成し、養成講座の際に配布することでサポーターが自分の出来る範囲で活動しやすい事項を明確にする。

シルバーリハビリ体操やあんしん見守りネットワーク活動は、平成24年度から本格実施となるため、引き続きサポーター養成講座を実施することで、認知症サポーターとしての知識を活用できる立場にいる方々を更に増やしていく。

サポーターの中でより一層の活動を希望する方には、登録制度を設けて、市がこういった認知症サポーターに協力いただけるイベントを開催し、参加を促す。

イベント内容については、駅前等で認知症予防や認知症サポーター養成講座についてのビラ配りを実施する等を検討していきたい。

(5) 認知症に関する健康教育・健康相談について

事業概要

ア 各地区保健福祉センター保健係の保健師が実施している健康教育・健康相談の中で、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業を実施している。

イ 介護予防普及啓発事業は、広く正しい知識の普及啓発を図るために、医師や保健師による講演会・相談会等を行うもの。

ウ 地域介護予防活動支援事業は、ボランティアとして活動する意思を有する市民を対象として開催する研修会や、地域活動組織に対する育成・支援を行う。

これまでの取組み

ア 介護予防普及啓発事業

【平成20年度実績】

講演会等 31回（参加延人数：829人）

相談会等 35回（参加延人数：745人）

【平成21年度実績】

講演会等 47回（参加延人数：1,359人）

相談会等 43回（参加延人数：692人）

【平成 22 年度実績】

講演会等 38 回（参加延人数：1,013 人）

相談会等 35 回（参加延人数：558 人）

イ 地域介護予防活動支援事業

【平成 20 年度実績】

ボランティア育成のための研修会等 4 回（参加延人数：15 人）

地域活動組織への支援・協力等 64 回（参加延人数：582 人）

【平成 21 年度実績】

ボランティア育成のための研修会等 5 回（参加延人数：52 人）

地域活動組織への支援・協力等 119 回（参加延人数：1,009 人）

【平成 22 年度実績】

ボランティア育成のための研修会等 0 回（参加延人数：0 人）

地域活動組織への支援・協力等 53 回（参加延人数：431 人）

今後の取組み

各地区センターにおいて実施している健康教育・健康相談において認知症の事業を行うことで、地域における認知症の予防や普及啓発に繋がることから、これまで同様に各地区保健福祉センター保健系の保健師が実施していく。

また、認知症サポーター養成について、目標養成人数を達成できるように、認知症サポーター養成講座を健康教育に多く取り入れていくこととする。

5 高齢者権利擁護対策の推進について

(1) 背景

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれるため、今後、高齢者の権利擁護に関する社会的関心がさらに高まっていくことが見込まれる。

高齢者の権利擁護を担う「成年後見制度」は、認知症高齢者を始め、知的障がい者、精神障がい者といった、判断能力が不十分な方々の権利を擁護するために定められた制度であり、今後さらに進行していく高齢化社会に対応するため、制度の適切な利用による高齢者の権利擁護を推進する。

(2) いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会について

事業概要

障がい・認知症等で判断能力が不十分となった人たちにとって、適切なサポートを受けながら、住みなれた地域で安心した生活を送っていく上で、成年後見制度の利用は、より重要性を増すものと考えられる。

一方で、成年後見制度に関する相談は、法律・医療・福祉分野など、複雑かつ多岐にわたることから、障がい者・高齢者の権利擁護事業に携わってきた関係団体・機関が相互に連携を図ることにより、成年後見制度の利用の支援に寄与することを目的として、「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」を設置した。

これまでの取組み

ア 運営協議会の設置

【委員構成（11名）】

法律関係者	弁護士会・司法書士会・行政書士会
医療機関関係者	医師会
福祉関係者	社会福祉士会・介護支援専門員連絡協議会
学識経験者	大学教授
後見実施機関関係者	特定非営利活動法人福島成年後見サポートセンター 特定非営利活動法人そよ風ネットいわき 特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき 社会福祉法人いわき市社会福祉協議会

イ 平成21年度第1回運営協議会の開催

開催日時 平成21年10月14日（水）午後2時～午後3時30分
福島家庭裁判所いわき支部より2名がオブザーバーとして参加

【協議内容】

協議会議長にいわき明星大学教授鎌田真理子氏を選任

これまでの市の取り組みや相談・市長申立制度等利用状況について説明するとともに、各機関の活動状況について意見交換と今後の検討事項について協議を行い、

- ・ 成年後見制度に関する情報交換や制度の普及・啓発について
- ・ 成年後見に係る利用支援について

その推進や、支援方策について検討することとした。

ウ 平成22年度第1回運営協議会の開催

開催日時 平成22年8月4日(水)午後2時～午後3時30分

福島家庭裁判所いわき支部より2名がオブザーバーとして参加

【協議内容】

市長申立制度等利用状況について説明するとともに、各機関の活動状況について意見交換と今後の検討事項について協議を行った。

成年後見制度の利用促進について

(3) 課題

制度に対する認知度向上

講演会、パンフレットの作成、出前講座等を通じて市民への制度のPRを進めてきたが、まだ認知度が十分とはいえない。制度を必要とする方が制度の利用につながるよう、さらなるPRの推進を検討する。

市民後見人の育成の検討

制度利用者の増加に伴い、第三者として後見人を担っている専門職後見人の不足が予想されることから、それに代わる第三者後見人として、市民後見人の育成を検討する必要がある。

(仮称)市成年後見センターの設置の検討

市民後見人の育成及び登録、成年後見人の受任、市民の成年後見に関する相談窓口として、(仮称)市成年後見センターの設置を検討する必要がある。

成年後見市長申立の積極活用

自ら、及び親族が申立を行うことが困難な方については、いわき市が成年後見申立を行っているが、認知症高齢者の増加とともに、必要があっても関係者が申立を行うことができないケースも増えると考えられることから、市長申立を積極的に活用する必要がある。

(4) 今後の取組み

制度のPRの推進

現在の施策を継続するとともに、外部委託による研修会の開催等を検討する。

また、ホームページ等の内容の充実等により、情報発信を強化する。

市民後見人養成及び（仮称）市民後見センター設置の検討

運営協議会において、市民後見人養成及び（仮称）市成年後見センターについて、市内の申立の状況を見ながら、具体的に検討を進める。

成年後見市長申立の積極活用

運営協議会の意見を参考にしながら、市長申立を行う際の事務フローの検証、関係機関・団体の相互の情報交換や、相談・手続等の支援を行うための連携の仕組みづくりを進め、マニュアルを作成し、市長申立の積極活用を図る。